本号で公布された法令のあらまし

◇**金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一七号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第五八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成二二年九月三〇日とすることとした。

◇**資金決済に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第一八号）（金融庁）

資金決済に関する法律（平成二一年法律第五九号）の施行期日は、平成二二年四月一日とすることとした。

◇**資金決済に関する法律施行令**（政令第一九号）（金融庁）

1　総則

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）を、一〇〇万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定めることとした。（第二条関係）

2　前払式支払手段

㈠　発行者との密接な関係

自家型前払式支払手段の物品の給付又は役務の提供を行う者と発行者との密接な関係の内容を定めることとした。（第三条関係）

㈡　適用除外

一定の施設又は場所に係る入場券等や、有効期間が六月以内のもの等の適用除外となる前払式支払手段を定めることとした。（第四条関係）

㈢　登録の拒否の審査

第三者型前払式支払手段の登録拒否事由となる純資産額の金額等を定めることとした。（第五条関係）

㈣　基準額

自家型前払式支払手段発行者の届出基準額及び前払式支払手段発行者の供託基準額を、一、〇〇〇万円と定めることとした。（第六条関係）

㈤　発行保証金保全契約の内容等

発行保証金保全契約の内容及び発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等、所要の規定を設けることとした。（第七条及び第八条関係）

㈥　発行保証金の取戻し

発行保証金を取り戻すことができる場合とその額等、所要の規定を設けることとした。（第九条関係）

㈦　発行保証金に係る権利の実行の手続等

権利の実行に関する事務を委託することができる者及び権利の実行の手続の内容等、所要の規定を設けることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

㈧　供託義務が免除される銀行等

供託義務が免除される銀行等の要件及びその他の者を定めることとした。（第一二条関係）

3　資金移動

㈠　登録の欠格事由

資金移動業者の取締役等の欠格事由を定めることとした。（第一三条関係）

㈡　最低要履行保証額

資金移動業者が保全すべき最低要履行保証額を一、〇〇〇万円と定めることとした。（第一四条関係）

㈢　履行保証金保全契約の内容等

履行保証金保全契約の内容及び履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等、所要の規定を設けることとした。（第一五条及び第一六条関係）

㈣　履行保証金の取戻し

履行保証金を取り戻すことができる場合とその額等、所要の規定を設けることとした。（第一七条関係）

㈤　履行保証金に係る権利の実行の手続等

権利の実行に関する事務を委託することができる者及び権利の実行の手続の内容等、所要の規定を設けることとした。（第一八条及び第一九条関係）

㈥　資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え

資金移動業の廃止等の公告を電子公告により する場合の所要の読替えを定めることとした。（第二〇条関係）

4　資金清算

㈠　免許の欠格事由

資金清算機関の取締役等の欠格事由を定めることとした。（第二一条関係）

㈡　剰余金の配当に係る最低純資産額

資金清算機関の剰余金の配当に係る最低純資産額を二〇億円と定めることとした。（第二二条関係）

5　認定資金決済事業者協会

認定資金決済事業者協会の認定を受けるための申請書の記載事項等を定めることとした。（第二三条関係）

6　指定紛争解決機関

㈠　紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

苦情処理手続又は紛争解決手続の業務委託ができる他の法律の規定による指定を受けた者として、指定紛争解決制度が創設されたすべての法律上の指定を定めることとした。（第二四条関係）

㈡　異議を述べた資金移動業者の数の資金移動業者の総数に占める割合

紛争解決機関に係る指定の要件として、業務規程に異議を有する資金移動業者の割合を三分の一以下とする旨を定めることとした。（第二五条関係）

㈢　名称の使用制限の適用除外

名称の使用制限の適用除外となる者として、指定紛争解決制度が創設されたすべての法律上の指定を受けた者を定めることとした。（第二六条関係）

7　雑則

内閣総理大臣の権限のうち金融庁長官に委任しないもの及び財務局長又は財務支局長に委任する権限の内容等について定めることとした。（第二七条～第二九条関係）

8　その他

前払式証票の規制等に関する法律施行令を廃止することとし、この政令の施行に伴う経過措置、関係政令の改正その他所要の規定を設けることとした。

9　この政令は、一部の規定を除き、資金決済に関する法律の施行の日（平成二二年四月一日）から施行することとした。